

1) 西側(青森県)の除去計画について

除去方針について

ケース	処理・処分方法	汚染拡散防止対策工事		廃棄物除去工事		
		内容	工期	工事の内容	工期	撤去量
1	全量撤去	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・廃棄物の全量撤去（特管相当廃棄物は優先的に撤去）	10年	約670,000m ³
2	部分撤去	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・特管物相当廃棄物は優先的に全量撤去 ・ダイオキシン類土壤環境基準を超えるものは全量撤去 ・その他の有害廃棄物は現地浄化	10年	約330,000m ³ + ダイオキシン類の土壤環境基準を超えるもの
3	部分撤去 (ケース2+)	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・特管物相当廃棄物は優先的に全量撤去 ・ダイオキシン類土壤環境基準を超えるものは全量撤去 ・上記廃棄物以外で、浄化することが非効率な有害廃棄物は撤去 ・その他の有害廃棄物は現地浄化	10年	約330,000m ³ + ダイオキシン類の土壤環境基準を超えるもの +

ケース2、3についての説明資料

有害廃棄物とは土壤環境基準(環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法)を超える廃棄物とする。

有害廃棄物は、全量を撤去または浄化する。

- ・ 特別管理産業廃棄物(汚泥)の判定基準を超える廃棄物は優先的に撤去する。
- ・ それ以外の有害廃棄物は撤去又は浄化する

廃棄物の推定総量とその内訳

廃棄物区分	推定廃棄物量(万m ³)							
	廃棄物	有害廃棄物(土壤環境基準値超過相当廃棄物)						その他の廃棄物
		優先的に撤去すべき廃棄物	撤去又は除去すべき廃棄物					
			特管相当廃棄物	DXN類基準値超過相当廃棄物	重金属類基準値超過相当廃棄物		VOC基準値超過相当廃棄物	
				(鉛)	(フッ素・ホウ素)			
パーク堆肥主体	18.3	10.2	7.0			3.0	0.2	8.1
焼却灰主体	26.2	25.3	18.0	1.3		3.0	3.0	0.9
RDF様物主体	5.5	5.5			5.5			
汚泥主体	7.4	3.4	1.4				2.0	4.0
一時仮置き場	3.3	3.3	3.3					
旧中間処理施設	6.3	6.3	3.3	3.0				
合計	67.0	54.0	33.0	4.3	5.5	6.0	5.2	13.0

廃棄物の推定量は、今後の調査結果により数量の変更もあり得る。